

理事会規程 別紙

(目的)

この別紙は、理事会規定第9条にある理事会の決議事項について定めるものである。

(決議事項)

理事会の決議事項を以下の通り定める。

(1) 法令に定められた事項

- ① 社員総会の開催
- ② 一般社団法人明専会の目的、名称、主たる事務所の所在地、資産の取得および処分、定款の変更、役員の内任、法人の合併および解散など登記事項の変更および登記申請に関する事項
- ③ 社員資格の得喪

(2) 定款に定められた事項

- ① 会長、副会長、常務理事の選任および解任
- ② 特別会員、名誉会員、相談役の委嘱および解嘱
- ③ 規程、規則、細則、基準など諸規定の制定および改廃に関する事項
- ④ 長期借入金および重要な財産の処分又は譲受けに関する事項
- ⑤ 基本財産のうちの現金の保管に関する事項
- ⑥ 委員会、部会および本部幹事に関する事項の細目

(3) 社員総会に関する事項

- ① 社員総会に提出する議案
 - 1) 事業計画および収支予算
 - 2) 事業報告および決算
 - 3) その他、会務執行に関する重要な事項
- ② 社員総会議決権を有する者の現在数の確認
- ③ 代議員選挙の選挙区および選挙区における定数
- ④ 代議員選出の議決権を有する正会員名簿の閉鎖および基準日の設定

(4) 重要業務に関する事項

- ① 推進事業の企画および内容決定に関する事項
- ② 社員総会の決議により授権された事項の執行に関する細目
- ③ 業務執行に係わる契約の締結に関する事項
- ④ 情報公開に関する事項

(5) そのほか、会長が必要と認めた事項

(6) 附則

- 1 この別紙は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この別紙の改正は、理事会の議決を経て行い、その後開催される総会に報告するものとする。
- 3 誤記訂正 平成26年2月6日